

誰が入る？いつから？負担は？

2026年10月1日時点の情報

① パート・アルバイトが社会保険に入るのはどんなとき？（2026年10月～）

働き方	51人以上の会社 （特定適用事業所）	50人以下の会社 （任意特定適用あり）	50人以下の会社 （任意特定適用なし）
正社員の4分の3以上 働く人	加入	加入	加入
4分の3未満・週20時間以上 （2か月超の雇用見込み、 学生でない）	加入 （賃金要件なし）	加入 （賃金要件なし）	加入しない （2027年10月から 順次加入）
週20時間未満	加入しない	加入しない	加入しない

※被保険者数は厚生年金保険の被保険者数（正社員等を含む）。1年のうち6か月以上その人数を超える見込みかで判断。任意特定適用＝50人以下でも労使合意にもとづく申出で短時間労働者を加入対象とする事業所。10月1日から「月額8.8万円以上」（いわゆる106万円の壁）の要件はなくなりました。最低賃金の減額特例の許可を受けている方など、一部例外があります。

② これからの予定——自社はいつから対象になる？

自社の規模の行を横に見て、◎のところから「正社員の4分の3未満・週20時間以上・学生でない」パート・アルバイトの加入が義務になります。

厚生年金保険の 被保険者数	現在	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
51人以上	○加入	○加入	○加入	○加入	○加入
36～50人	—	◎ここから加入	○加入	○加入	○加入
21～35人	—	—	◎ここから加入	○加入	○加入
11～20人	—	—	—	◎ここから加入	○加入
10人以下	—	—	—	—	◎ここから加入

※2029年10月からは、常時5人以上を雇う個人事業所は業種を問わず適用対象に（施行時点で既にある非適用業種の個人事業所は当分の間対象外）。
※50人以下でも、労使合意により任意特定適用事業所となることができます。

③ 保険料調整制度（2026年10月～）——本人負担を軽くする特例

保険料調整制度の対象		標準報酬月額	本人負担（通常は50%）	会社負担
どの会社？	①2026年10月以降に、労使合意により任意特定適用事業所となった会社 ②2027年10月以降の適用拡大で、新たに参加が義務になる会社（36～50人→2027年10月、21～35人→2029年10月、11～20人→2032年10月、10人以下→2035年10月）	88,000円以下	25%	75%
		98,000円	30%	70%
		104,000円	36%	64%
		110,000円	41%	59%
対象外の会社	すでに51人以上の会社、2026年9月30日以前から任意特定適用事業所となっていた会社	118,000円	45%	55%
		126,000円	48%	52%
誰が？	上の会社で、短時間労働者（正社員の4分の3未満・週20時間以上・学生でない）として加入している人のうち、標準報酬月額12.6万円以下の人	1～2年目の割合。3年目は軽減幅がおおむね半分、通算3年間で終了。会社の追加負担分は3か月後の保険料額から全額差し引く形で還付（納付期限・督促期限までに納付しなかった月は還付なし）。		
対象外の人	正社員の4分の3以上働く人（一般の被保険者）、標準報酬月額12.6万円を超える人 など			
期間	通算3年間			
使い方	事業主が期限内に申し出て利用。会社単位で適用され、対象者の一部だけに使うことはできない			

ポイント：2026年10月時点で使えるのは、**50人以下で労使合意により任意特定適用事業所となった会社**。それ以外の50人以下の会社は、②の「◎」の時点から利用可能になります（事業主の申出が必要。期限は対象となった日から2年を経過した日が属する月の前月まで）。

出典：日本年金機構「保険料調整制度とは」「保険料調整制度の対象となる事業所」「保険料調整制度の対象となる被保険者」、厚生労働省「年金制度の仕組みと考え方 第9 被用者保険の適用拡大」「社会保険の加入対象の拡大について」
本資料は2026年10月1日時点の公表情報をもとにした一般的な情報です。個別の判断は専門家にご相談ください。

ご相談・お問い合わせ

本ニュースレターをお届けしている社会保険労務士事務所まで、お気軽にご相談ください。